

令和 6 年 5 月 26 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01403

研究課題名（和文）消費者脆弱性の制御をめぐる比較法政策学的研究 脆弱な消費者を包摂する契約制度

研究課題名（英文）Comparative Socio-Legal Studies on the Control of Consumer Vulnerability

研究代表者

菅 富美枝（SUGA, FUMIE）

法政大学・経済学部・教授

研究者番号：50386380

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、脆弱性の制御・解消に向けた契約法理論の精緻化を図ると共に、国内外における消費者相談や執行の現場での聞き取り調査を通して、消費者の脆弱性が濫用された事例、解消された事例の収集に努めた。その上で、そもそも脆弱性を生み出さない市場のあり方として、ISO22458策定のための国内委員会に委員として参加してきた知見を活かして、商品・サービスの「規格・標準化」の問題に取り組んできた。以て、従来の情報提供義務が想定する「平均的な」提供を超える、消費者の意思決定支援を目指した情報提供の「実質化・個別化」と、それを下支えする業界団体内部における自主基準の策定に、契約法学の観点から挑んできた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

消費社会における脆弱性とは、消費者自身の内的属性のみから生じるものではなく、消費者が有する身体的・精神的特徴と市場の条件その他の外部環境との相互作用によって生じるとする「状況的脆弱性」概念に注目することによって、従来からの「脆弱な消費者」をめぐる議論の方向性を大きく転換させた（保護から意思決定支援へ）。

そして、全ての消費者には多様性があることを前提とした上で、市場で消費者脆弱性を引き起こしうる諸要因（「リスクファクター」）に目を向け、法や自主規律を用いてそれらの発生を予め制御しておくという発想を提唱した。以て、判断能力の低下した消費者をアクティヴな法主体として市場に包摂することに貢献した。

研究成果の概要（英文）：We all consumers entail possibilities of falling into vulnerable situations during our lifetime. However, even if we are potentially “vulnerable consumers” in this sense, the manifestation of such vulnerabilities can be suppressed, depending on how traders conduct solicitation, how customer service are provided, and how products and services are designed in the first place. The ISO22458 shows us how “consumer vulnerability” can be overcome by “good practices” of organisations which integrate the “outcome-focused” and “proactive” approach in their internal mechanism. Through this research it was found that ISO 224258 as a driver of restraining “consumer vulnerability” in the market, and also of supporting, supplementing, and, if necessary, preparing the ground for future amendments to the current consumer law. In tandem with this feasible and practical guidance, contract law and consumer law can make market more inclusive and suppress exploitation effectively.

研究分野：契約法、消費者法

キーワード：状況的脆弱性 脆弱性の普遍化 つけ込み 自主基準・規律 意思決定支援 情報提供義務の実質化・個別化 脆弱性の制御・解消 規格・標準化

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

従来、民法は、いわゆる「通常人」を想定してきた。そうした中、高齢者や知的障害者に代表されるような「脆弱な消費者 (vulnerable consumer)」に注目する動きが学界に登場してきたことには、一定の評価ができよう。だが、この表現は、通常人と脆弱な消費者が別のカテゴリーにあることを前提としてきた。そのために、特定のカテゴリーに属する人々に特別な恩恵的保護を与えるべきかという議論の立て方が主流であった。しかしながら、2010年以降、英国での実証・理論研究を中心として、脆弱な消費者を「脆弱性を有する消費者」と言い換え、さらに、2010年代後半以降は「脆弱な状況にある消費者 (consumers in vulnerable situation)」と表現することで、「特定の状況における脆弱性 (situational vulnerabilities)」に着目する動きが高まってきた。これは、消費者の置かれている日々の現実を鑑みて、人々を、脆弱性があるかないかの二項対立的に分類することはできず、誰もが人生のどこかの時点において(例 病気、不安、失業、親しい人との死別、介護についての重い責任負担)あるいは、何かの事柄について(例 最新のデジタル技術、細かすぎる取り扱い説明書、複雑な料金プラン)脆弱性を有する状況に陥ることがありうるという素朴な現実感覚に基づいている(「脆弱性の普遍化」)。こうした発想の転換によれば、脆弱性をもたらす外部的要因、特に、市場のあり方に目が向くようになり、その結果、脆弱性の制御の可能性を探るという視点が生まれてくる。

たとえば、マーケティングや商品・サービスモデルのあり方、真の競争を欠いた市場の歪みが消費者の脆弱性を生み出していることが考えられる。一見すると、これらは私法の射程範囲を超えるようにみえるかもしれない。だが、実際には、多量または複雑な情報の乱雑な提供の仕方、不透明な契約内容の押し付け、判断の拙速を煽ったり、虚実を織り交ぜた宣伝行為(広告を含む)などは、いずれも消費者の意思決定権に対する侵害一般の問題(広義の意味での「つけ込み」問題)と密接に関わっている。契約法がこれらの問題に対してとる姿勢は、日本社会における取引手法の規制のあり方に具体的な違いをもたらすのみならず、あらゆる消費者の社会生活の豊かさを左右する。判断能力の低下した消費者については、尚更である。

この点、広告等勧誘時における「不実」を包括的に公法上・私法上の規制対象とし、事業者に詳細な情報提供義務を課した上で広告や勧誘に際しての言及も契約条件とみなし、かつ、不利な条項の有効性を判断するにあたって、消費者の目線に立った「顕著性 (prominency) (単なる「透明性 (transparency)」に留まらない)を要求するイギリス消費者法は大いに参考にとできると考えた。さらに、イギリス契約法は、広義の「つけ込み」行為を契約の取消理由とする伝統的法理(「過度な影響力 (undue influence)」法理)を長く有してきたことも注目に値する。

このように、脆弱性とは単なる個人的問題ではなく、外部条件が作り出し、あるいは助長・悪化させるものであると認識に立つならば、法には、脆弱性の有無にかかわらず、だれもが正当な対価に見合い、かつ、正当な期待に適った商品やサービスの提供を受けうる「公正な (fair) 市場」の整備が求められよう。逆の言い方をすれば、消費者脆弱性は、法・社会制度・市場のありかた如何によって、制御、ひいては、解消することが可能な事象なのである。以上のような発想の転換は、部分的にはあるが、英国から EU 加盟国へと浸透されていった (BS18477:2010, section 2.7; European Parliament resolution of 22 May 2012)。伝統的に「平均的 / 脆弱な」消費者二分論に立つ EU 加盟国における民法・消費者法学界においても、徐々に本視点が芽生えつつある。2016年には、「不正な取引手法に関する 2005 年 EU 指令」をめぐって、本視점에立ったガイダンスが提示された。

本研究は、以上のような国際的潮流において開始された。そして、本研究完了時の 2024 年 3 月においては、新型コロナウイルス感染症拡大を経て急速に発展してきた「デジタル(を用いた)取引」をめぐって、EU 加盟諸国間においては「デジタル脆弱性 (digital vulnerability)」についての法的対応が喫緊の課題として取り扱われるに至っている。さらに、日本国内においても、経済産業省、消費者団体、事業者団体を中心に、消費者脆弱性を意識した商品やサービスの提供のあり方を自主的な基準(「規格・標準化 (standard)」)によって実現しようとする試みが高まってきている。これらの意味で、まさに、本研究は、時代の要請に適ったものであったと考える。

2. 研究の目的

本研究は、2016 年頃から EU 法などにおいて徐々に認知度を高めてきた「消費者脆弱性 (consumer vulnerabilities)」の概念に着目し、判断能力の低下した消費者をアクティブな法主体として市場に包摂することを目指し、契約法を中心とした法・社会制度の新しいあり方を模索するものである。端的に本研究課題の核心をなす学術的な「問い」は、以下のようなものである。

誰もが、判断能力が不十分な状態にあっても社会生活をあきらめさせられることなく、必要な支援と質質な事業者からの十分な保護を受けながら消費社会に参加し続けることができるためには、どのような法・社会制度が必要か? また、商品やサービスの規格、さらには、市場の構造自体が、消費者が特定の文脈・状況・環境において有しうる「脆弱性」に敏感に反応し、制御・解消に資することは可能か? もし可能であるとすれば、法や社会、そして国家は、それを目指すべきではなからうか? 本研究を通して、一歩でもその答えに近づきたいと努めてきた。

その際、特に重視してきたのは、脆弱性とは、消費者自身の内的属性のみから生じるものでは

なく、消費者が有する身体的・精神的特徴と市場の条件その他の外部環境との相互作用によって生じるとする「状況的脆弱性」という考え方である。同概念に注目することによって、従来からの「脆弱な消費者 (vulnerable consumers)」をめぐる議論の方向性を大きく転換させることを目指してきた（保護から意思決定支援へ）。すなわち、全ての消費者には多様性があることを前提とした上で、市場で消費者脆弱性を引き起こしうる諸要因（「リスクファクター」）に目を向け、法を用いてそれらの発生を予め制御しておくという発想への転換である。

本研究を通して、裁判規範としてのみならず、行為規範としての契約法の役割に目を向け、社会において良い実践例が共有され、消費社会が改良されていく一助となることを目指してきた。以て、脆弱性の有無にかかわらず、望めば誰もが契約締結を行うことを可能とする法制度設計を探ってきた。すなわち、本研究で目指してきたものは、第一に、判断能力の低下にかかわらず、不当販売や搾取等の大きなリスクに晒されずに契約締結することが可能となる「デザイン・フォア・オール」のための契約法の設計であった。

第二に、一定の商品やサービスへのアクセス・利用にあたって排除を受ける者がいないよう、「アクセス・フォア・オール」の制度設計を常に意識してきた。消費活動や経済的生活における社会的排除を克服するにあたっては、「公正 (fairness)」の観点から、個別のニーズに応える視点が求められる（「脆弱性解消の個別化」：合理的配慮）。そのためには、脆弱な状況を予め想定し、予想し、適切な対処法を準備しておくことが不可欠となる。これらが備わっていない市場を「失敗」と表現する英国の論者もいるほどである。

以上の点について、逆の言い方をすれば、事業者は、個別の交渉場面において「つけ込み」になりかねないような状況・言動を避けるべきことはもちろんのこと、構造的に「つけ込み」状況が起因されているような状況についても細心の注意を払い、改善すべきこと（不作為的なつけ込みを回避する義務）が求められる時代にあるのではないかと考える。デザインの点でも、アクセスの点でも、「フォア・オール」が要求される時代に、われわれは在るように思われる。

3. 研究の方法

本研究は、消費者脆弱性を制御するための契約法の役割・機能・限界を、実社会に与える効果を意識し、執行体制や、その他、市場を支える経済・社会構造と関連させながら明らかにすることを目指してきた。

そのための具体的な考察方法として、不透明な内容の契約を虚実織り交ぜた宣伝文句によって締結へと導くといった場面について、判断能力低下ゆえに自己に結果的に不利益になることを見抜けなかった消費者をいかに救済するか、また、こうした手法をいかに法政策的に制御するかについて検討してきた。わが国の現行法においては必ずしも即座に違法や取消対象となる場面でないからこそ、消費者センター等消費者被害の救済現場に立つ相談員から早急な対応が求められている。この点、日本法よりも「不公正な」取引手法や「不公正な」契約条項の概念が広く、また、手続的正義に則った契約法理の確立したイギリス法が参考になる。そこで、執行・監視機関である CMA（競争及び市場委員会: Competition and Market Authority）や FCA（金融行為機構: Financial Conduct Authority）の果たす役割に着目してきた。

この点に関連して、たしかに、これまでも民法学界において、契約当事者間に存在する交渉力の「不均衡」の問題を、主としてフランス法の議論などを参考にして論じる先行研究があった。だが、イギリス法を比較対象とする本研究は、実質的正義の問題と手続的正義の問題の峻別を明確に意識する。両者は重なり合う部分も多いが、国家体制、法体制として契約の自由を尊重するならば、契約の内容そのものに踏み込むべきではなく、契約の行われ方（例 締結のされ方、履行のされ方）に焦点を当てるという姿勢は重要と考える。実際のところ、当事者間に明らかな交渉力の不均衡がみてとれる場合にも、契約内容の不当性を裁判で立証することは困難であり、消費者が敗訴する結果を招きがちである。他方、契約内容の不自然さを立証しさえすれば、契約締結過程がいかにか公正であったかを有利な側が具体的に立証できない限り、その不均衡につけ込む不公正な取引手法がとられたと推定され、取消の効果が生じるとする建付け（イギリス法における「過度な影響力の行使」による取消の法理参照）は、多くの事業者に対して、多様な消費者に個々に向き合う際の誠実さと丁寧さを動機づけると同時に、各消費者が行う意思決定の充実化とそれが歪められた場合の救済につながると考える。

そこで、本研究は、実質論に偏りがちだった議論（例 「過量性」の定義）を、あえて手続論に立ち戻すことによって、第一に、立証責任の点で消費者に有利に訴訟を進めさせることの可能性を探ってきた。同時に、事業者に対して、単なる委縮効果ではなく、むしろ後からみても公正さを疑われない用意を日頃から準備する（「自主規律」）動機づけを与え、実効的な win-win の効果を期待してきた。

そこで、第二に、立証責任の転換を図る英国の契約法理を参考に、脆弱性を有する消費者が圧倒的に交渉力や情報力の点で有利に立つ事業者と契約締結に臨む場合、事業者は後に格差の濫用を疑われぬよう、当該場面においてかつ日頃から、何を指針として整えておくべきかを考察してきた。この点、各種業界団体における行為指針の充実したイギリスにおける実態調査が参考になる。そこで、BSI（英国規格協会: British Standard Institute）とコンタクトをとり、消費者脆弱性を意識した包括的サービス提供を行っている業界（例 水道、電気、ガス）での取り組みについて聞き取り調査を行った。また、FCA（前述）ともコンタクトを取り、同様に、消費者脆弱性を意識した包括的サービス提供を実現するため、金融業界に新たに取り入れられることに

なった「消費者に対する義務 (Consumer Duty)」について、聞き取り調査を行った。数字が苦手、請求書の読み方に困難を抱える消費者のために、いかに請求書の書き方(具体的には、数字の見せ方)を工夫するか等についても具体的な示唆を得ることができた。また、国内においては、エステサービス業界などで用いられてきた自主基準のさらなる改良の動きについて、聞き取り調査を行った(その後、学問的知識を有する中立者として、JIS化の議論にも参加している)。

本研究では、こうした新しい発想の社会への波及効果をさぐるべく、常に、弁護士、消費者相談員、事業者、関係省庁、規格開発関係者等と連携をとり、意見交換を継続的に行うことに努めてきた。このように、本研究は、法理論の実社会への還元を意識し、机上の空論にならぬよう、先進的な取り組みを行っている他国(特に、英国)の丹念な事例調査も参考にしながら、理論と実践との融合を常に意識して実施してきた。

4. 研究成果

(1) 2019年度

本課題研究初年度である2019年度は、本課題研究の主題である「消費者脆弱性の制御」に関する考察を深めるにあたり、基礎資料についての調査を丁寧に行うとともに(具体的には、N・マックブライド氏の著作『Contract Law』の完全訳出作業の開始)、多方面における問題意識の共有に努めた。たとえば、日本経済団体連合会21世紀政策研究所における研究プロジェクト「高齢者の自立と日本経済」に参加し、市場において消費者脆弱性の制御を図ることを通して高齢者が自立的な経済活動を継続できる可能性について、報告書を作成した。立命館大学修復的司法セミナーの招聘を受け、「高齢者の消費者被害の修復と予防」と題する講演を行った。日本弁護士連合会人権擁護大会シンポジウム第二分科会実行委員会の招聘を受け、脆弱な消費者を包摂する英国の法制度と執行体制について研修を行った。G20「高齢化と金融包摂」ハイレベルシンポジウムへの招待を受け、事前質問票にて、高齢者を狙い打ちする悪質事業者に対する強固な執行体制の創設、契約書や条項の透明化・明白化、サービスの公正化に向けた市場改革の必要性について、問題提起を行った。国際標準化機構ISO/PC311国内委員会の委員として、脆弱性を有した消費者への包摂的なサービス提供のあり方に関する規格策定議論に参加した。

さらに、2018年度に出版した『新消費者法研究—脆弱な消費者を包摂する法制度と執行体制』が、第4回津谷裕貴消費者法実学実践賞(学術)を受賞した。受賞スピーチでは、特に、消費者脆弱性が契約締結時の外部条件・環境に依存する点を強調し、消費者脆弱性が存在することは、むしろ市場の(あり方の)問題であり、その制御・解消は、あらゆる消費者の主体的に決定する権利の向上と共に、真に公正な競争の実現を図る上で重要であることを強調した。

(2) 2020年度

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、予定されていた海外調査(於 イギリス)及び学会参加(於 スペイン・マドリッド、イギリス・エクセター、オーストリア・ウィーン)の全てが中止となったが、オンラインを活用して、学会や国際セミナーへの参加継続に努め、これまでに培ってきた研究者ネットワークを保持することができた。特に、ヨーロッパを中心に諸外国において行われた「都市封鎖(ロックダウン)」に関する最新状況を共有できたことにより、消費者のみならず、事業者とともに脆弱な状況に置かれているとき、契約法上の権利を主張するのみでは真の解決に至らず、場合によっては、新たな脆弱性を生み出しかねないという深刻な問題を認識することができた。また、様々な媒体において、本研究課題の主要なテーマである「消費者脆弱性」の制御・解消に関する論稿を、数多く発表する機会を得た(後掲、研究成果一覧を参照)。さらに、2年間かけて下準備を行ってきた、イギリス契約法の基本思想に関する書物(N・マックブライド原著)の翻訳を完了させ、刊行することができた。

(3) 2021年度

研究三年目を迎え、消費者脆弱性を制御するための法制度や社会システムを整えることは、事業者と消費者間の交渉力の格差等のは正といった消費者法の枠を超えて、そもそも「人権」に関わる問題でもあるとの認識を得るに至り、日本弁護士連合会主催の人権擁護大会における基調講演や、台湾・東海大学比較憲法講座におけるオンライン講演など、広く国内・外に本研究の構想を発信することができた。また、日本弁護士連合会からの協力依頼を受け、消費者脆弱性を制御する取り組みを社会全体で遂行してきた英国の実践を日本社会に紹介すべく、関係諸機関(金融行為規制機構(FCA)、取引基準インスティテュート(ICTS)、エクセター大学消費者脆弱性研究班(J・ルザック教授代表))とのコンタクト・折衝・コーディネートを行った。さらに、消費者脆弱性の制御に関する国際規格(ISO22458)の策定への国内委員会委員としての参加を継続した。この他、国民生活センターや東京都消費者被害救済委員会における裁判外紛争解決(ADR)の遂行や、日本広告機構(JARO)における不公正・不適切な広告のモニタリング等、消費者法の専門家として研究上得た知見を社会に還元すべく、社会貢献を行うことができた。

(4) 2022年度

ここまでの研究姿勢を司法的(judicial)研究と位置付けるならば、いわば立法的(legislative)研究として、立法政策によって「消費者脆弱性」の制御を行うことの現実的可能性について考察を行った。将来的な立法作業の下地作りあるいは自主基準策定の土壌づくりとなることを期待として、消費者脆弱性の制御・解消に向けて事業者、消費者が協力的に取り組む必要性に対する意識・認識の日本社会への浸透・共有に努めた。具体的には、東京大学高齢社会総合研究機構ジェロントロジー・アカデミー、慶応義塾大学経済研究所ファイナンシャル・ジ

エロントロジー研究センター、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会（包括消費者法部会）、NPO 法人消費者ネットジャパンといった関係諸機関・諸組織と協同し、招聘講演を行った。

また、本課題研究は「消費者脆弱性」を制御ひいては解消するような、立法や法改正を目指すものとして開始してきたが、研究を進める中で、そうした「ハードロー」にすべてを任すのではなく、むしろ「ソフトロー」から始め、徐々に社会変革を図りながら、その上でどうしても法規制などが必要な部分にのみ法が関与することが望ましいということを確認するに至った。そこで、「ソフトロー」として、規格・標準化の重要性に着目し、2022年4月に発行され、研究代表者も国内員会の委員として策定に携った国際規格(ISO)22458「消費者脆弱性：包括的なサービスの設計と提供のための要求事項とガイドライン」に着目し、日本社会への普及に努めた。

具体的には、日本産業標準調査会(JISC)基本政策部会の委員として、サービスにおける規格・標準化に関連して、同ISO規格の日本規格(JS)化を強く提唱した。同ISO規格については、英語で発行されており、日本国内に広く普及するためには日本語によることが有益であるが、全部を翻訳するためにはコピーライト等の法的制約があることから、全体的な解説と要約をめざした論文を公表した。そして、翌年度以降、同ISO規格の日本規格化を目指すため、公式な全翻訳作業に向けて、申請手続き等、講演先の関係諸機関と協力しながら諸々の準備を進めた。

(5) 2023年度

「消費者脆弱性の制御をめぐる比較法政策学的研究 脆弱な消費者を包摂する契約制度」と題する本研究課題の遂行にあたって、2019年度より契約法及び関連諸制度によってどこまで消費者脆弱性の制御が実現可能かについて、検討を行ってきた。最終年度に当たる2023年度は、コロナウィルス感染症の拡大によって直前での中止を余儀なくされた国際共同研究を本格的に再開することができた点が大きな特徴であり、成果であるといえよう。EU 離脱後のイギリス消費者法の展開を知るべく、2023年4月から議会における審議が開始された「デジタル市場、競争、消費者法案」の議論状況を追ってきた。消費者法にとどまらず、契約法の展開も含めて、EU 法の最近の動向を知るべく、ドイツを中心とした国際調査を行った。国際消費者法学会に参加し、日本の契約法、イギリス契約法、ヨーロッパ統一契約法案における消費者脆弱性の取扱いに関して、比較法的考察を行い、報告後に会場参加者から多くの反応を得ることができた。

これらの国際比較法研究の結果得た知見としては、主としてEU法においては、デジタルプラットフォームに関する考察が多く、消費者脆弱性の中でも「デジタル脆弱性」のみが特に注目されているが、イギリス法においては、依然として、いわば「古典的な」脆弱性として、訪問販売や契約締結に先立っての情報開示等の従来型の脆弱性を含めて、広く消費者脆弱性が問題視されているというものであった。

さらには、企業に対する要求のあり方にも違いがみられた。すなわち、EU法においては、強い執行力等を伴うハードローの制定が求められる一方で、そこまでに至らない問題については消費者側の自己責任にされてしまう。それに対して、イギリス法においては、規格という自主基準が重んじられていることによって、全か無かに留まらない、脆弱性を有する消費者により寄り添った解決が可能であるとの知見を得た。そこで、研究成果の国内への還元にあたっては、イギリス法を良いサンプルとして、講演、講義、研修を行った。

(6) 総括

5年間にわたる考察全体を通して、脆弱性の制御に向けた契約法理論の精緻化を図った。同時に、国内外における消費者相談や執行の現場における実態調査を行い、消費者の脆弱性が濫用された事例、解消された事例の収集と共有化の方法を探った。その上で、そもそも脆弱性を生み出さない市場のあり方として、商品・サービスの「規格化」の問題に取り組んできた。最後の点については、ISO(国際基準)の推進国である英国で聞き取り調査を行う共に、国内委員会(ISO/PC311)に委員として参加してきた知見を活かして取り組んだ。以て、従来の情報提供義務が想定する「平均的な」提供を超える、消費者の意思決定支援を目指した情報提供の「実質化・個別化」と、それを下支えする、わが国の業界団体内部における「自主規律」文化の醸成に、契約法学の観点から挑んできた。

また、研究期間全体を通して、国際共同研究を意識し、学会参加や研究者・実務家からの聴取のため、英国、ドイツ、オーストリアといった諸外国における在外研究も実施した。その際、本研究は、他国からの新たな視点やアイデアのインプットのみならず、それを自国に根付かせる方法を分析・考察した上で、より進化させた形で当該他国や第三国に(再)発信することを意識してきた。研究上得られた知見については、随時、日本社会や国際社会に発信してきた。

以上のように、新型コロナウイルス感染症の拡大によるパンデミックの影響を多大に受けた5年間の調査研究ではあったが、世界的ロックダウン中もオンラインを用いて国際共同研究を続けたこと、最終年度には集中して在外研究が行えたこと、また、国内においては理論研究と実践研究を同時に行ったことなど、その時その時にできる限りのことを最大限行うよう努めてきた結果、最終的には、当初の目標以上の成果を得られたように思われる。5年間の研究期間中に得た知見を適宜社会的に還元し、また、世界への発信といったアウトプットも少なからず実現できたのではないかと自負している。今後は、2024年度より本格的に実施することが予定されている次の研究課題において、本研究課題から得た成果をさらに深化・発展させていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 菅富美枝	4. 巻 90(1・2合併)
2. 論文標題 国際規格 (ISO) 22458 「消費者脆弱性：包摂的なサービスの設計と提供のための要求事項とガイドライン」の考察	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 経済志林	6. 最初と最後の頁 165-203
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 菅富美枝	4. 巻 3
2. 論文標題 Considering the International Standard (ISO) 22458, "Consumer Vulnerability: Requirements and Guidelines for the Design and Delivery of Inclusive Service" in the context of Japanese Consumer Law	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 CIJ RED Journal	6. 最初と最後の頁 1-2
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 菅富美枝	4. 巻 404
2. 論文標題 「つけ込み」型勧誘の規制と社会的要請	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 民事法務	6. 最初と最後の頁 5, 9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菅富美枝	4. 巻 128
2. 論文標題 「誰」が「脆弱な消費者」か？	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 消費者法ニュース	6. 最初と最後の頁 1
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 394
2. 論文標題 新型コロナウイルス感染拡大と消費者法執行体制－英国における初動態勢	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民事法務	6. 最初と最後の頁 5, 8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 249
2. 論文標題 老人介護施設での転倒事故と施設の安全配慮義務	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 消費者法判例百選(別冊ジュリスト)	6. 最初と最後の頁 224 - 225
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 16
2. 論文標題 市場における消費者脆弱性の制御・解消についての一考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会保障研究	6. 最初と最後の頁 209 - 224
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 49
2. 論文標題 判例研究 開運アクセサリーの繰り返し販売と不法行為責任(大阪高判令元・12・15)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 94 - 103
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 88 - 4
2. 論文標題 新型コロナウイルス感染症の感染拡大と契約の履行・執行をめぐる諸問題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 経済志林	6. 最初と最後の頁 299 - 332
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 414
2. 論文標題 現代社会において「標準化」が有する役割	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 民事法務	6. 最初と最後の頁 3,8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 1585
2. 論文標題 「つけ込み」行為の制御と意思決定の自律性の確保	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 21,27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件 (うち招待講演 6件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 宮富美枝
2. 発表標題 消費者脆弱性の制御と標準化
3. 学会等名 NPO法人消費者ネットジャパン (じゃこネット) 研究会 (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 菅富美枝
2. 発表標題 ISO22458の概要と可能性
3. 学会等名 日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会（包括消費者法部会）（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 菅富美枝
2. 発表標題 消費者脆弱性の制御と契約法 ――誰もが取引の主体でいられる 社会と法環境を考える
3. 学会等名 慶応義塾大学経済研究所ファイナンシャル・ジェロントロジー研究センター（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 菅富美枝
2. 発表標題 「弱く」なっても「強く」生きられる社会へ ――誰もが取引の主体でいられる 社会と法環境を考える
3. 学会等名 東京大学高齢社会総合研究機構 ジェロントロジー・アカデミー（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 菅富美枝
2. 発表標題 消費者脆弱性の制御と包摂型社会の構築
3. 学会等名 日本弁護士連合会第63回人権擁護大会シンポジウム第二分科会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Fumie Suga
2. 発表標題 Not Incapacitation But Inclusion! What we can learn from the ISO 22458, “ Consumer Vulnerability: Requirements and Guidelines for the Design and Delivery of Inclusive Service ” for reforming Japanese Consumer Law
3. 学会等名 International Association of Consumer Law (国際消費者法学会) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 菅富美枝
2. 発表標題 消費者の「脆弱性」からみたルール形成のあり方
3. 学会等名 津谷賞リレー報告会(招待講演)
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 菅富美枝	4. 発行年 2022年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 728
3. 書名 「消費者脆弱性の制御と消費者法体制」民法・消費者法理論の展開-後藤巻則先生古稀祝賀論文集	

1. 著者名 菅富美枝(訳者)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 160
3. 書名 イギリス契約法の基本思想	

1. 著者名 富富美枝	4. 発行年 2020年
2. 出版社 21世紀政策研究所	5. 総ページ数 130
3. 書名 「高齢者の自立と市場のあり方」『高齢者と自立と日本経済』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
ポルトガル	ポルト大学法学研究所			
その他の国・地域	台湾東海大学法学部			
英国	オックスフォード大学法学部	ケンブリッジ大学法学部	ロンドン大学法学部	他1機関
ドイツ	フランクフルト応用科学大学	ケルン応用科学大学応用科学学部		
イタリア	ヴァレーゼ大学法学部			
オーストリア	ウィーン大学法学部			
オランダ	マーストリヒト大学法学部			